

答申第75号

(諮問第96号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年7月30日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成25年7月22日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇長の復命書の「2 担当医との面談内容」の私に関する情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書を次のとおり特定し、平成25年7月30日付けで不開示決定を行い、異議申立人に通知した。

(1) 対象公文書

平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇〇〇〇長の復命書中「2 担当医との面談内容」に記載されたあなたの情報

(2) 不開示理由

条例第15条第3号に該当するため

（当該文書中には、あなたに関する評価、指導及び診断に関する情報があり、これらを開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年8月7日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

当該文書は異議申立人本人に関する情報であり、さらに異議申立人は既に大分県職員を離職しており、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの主張は非常におかしい。

また、平成〇〇年〇〇月〇〇日の復命書のうち、異議申立人の両親から聞き取った「本人の生い立ち、性格、人間関係等」については、両親が一言も発言していない間違った情報や捏造された内容が書かれている。

よって、「2 担当医との面談内容」についても、異議申立人に不利益を及ぼす間違った情報や捏造された内容が書かれている可能性は払拭できないため、開示させるべき情報である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

今回、不開示決定した復命書は、病気休暇中であつた異議申立人の状況を把握するため、異議申立人が当時在籍していた〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇長と〇〇〇〇〇〇の〇長が、異議申立人の両親及び主治医の元に赴き、異議申立人の職場での勤務状況等を説明するとともに、両親からは彼の生い立ち、性格、人間関係等について聞きとった内容、主治医からは病状等を聞きとった内容等について取りまとめたものである。

不開示決定した復命書中の「2 担当医との面談内容」については、実施機関が異議申立人に対する療養支援や健康上の評価を適切かつ円滑に行うため、主治医に対し、異議申立人の職場での勤務状況について報告したうえで、今後の職場復帰に向けての職場の対応について、主治医の医学的・専門的な知見に基づく意見や助言が記録されている。

このような関係者からの任意の協力のもとで取得した情報が本人に開示されることになると、記載された内容に納得しない本人が、関係者に対し反発したり非難することが予想され、関係者の十分な協力が得られなくなった場合、実施機関として、異議申立人に対する評価、指導に関する情報が得られなくなり、今後の職場復帰支援制度の運用や人事管理における個人の評価・指導・診断等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

なお、既に退職した職員の情報であっても同様である。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 条例第15条第3号について

条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

2 条例第15条第3号該当性について

本件開示請求の対象は、〇〇〇〇〇長が作成した平成〇〇年〇〇月〇〇日の旅行に係る復命書中の「2 担当医との面談内容」であり、〇〇〇〇〇長と〇〇〇〇〇〇長が病気休暇中であった異議申立人の主治医を訪問し、面談した内容が記録されている。

審査会において、当該公文書を見分したところ、異議申立人の職場復帰に向けての対応等について、主治医の医学的な知見に基づく意見及び助言が記載されており、これらの情報は、個人の評価、指導、診断等に関する情報であると認められる。

そして、こうした外部の関係者から取得した情報が本人に開示されることになると、記載された内容に納得しない当人が、当該関係者に反発や非難をすることにより、当該関係者が適切な意見等を述べることが困難となる可能性がある。

そうすると外部の関係者から情報を収集することが困難となり、個人の評価等が適切に行われなくなったり、外部の関係者との協力・信頼関係が損なわれたりするおそれがあることから、個人の評価、指導、診断等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

なお、異議申立人は、既に大分県職員を離職しており、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は非常におかしいと主張している。しかし、条例第15条第3号の規定の趣旨は、前述したように、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものであ

り、上記の開示に伴う「おそれ」は、将来の同種の事務において定型的に認められるものであるから、異議申立人が離職していることは、上記の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のことから、本件不開示個人情報 は 条例第 15 条第 3 号に該当し、実施機関が不開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 8 月 12 日	諮 問
平成 26 年 8 月 27 日	事案審議（平成 26 年度第 5 回審査会）
平成 26 年 9 月 24 日	事案審議（平成 26 年度第 6 回審査会）
平成 26 年 10 月 29 日	答申決定（平成 26 年度第 7 回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美 佐 子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭 一 郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	